

「Biz 安否確認/一斉通報」サービスのお試し利用に関する利用規約

第1章 総 則

第1条(規約の制定)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は「Biz 安否確認/一斉通報」のお試し利用サービスに関する利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「Biz 安否確認/一斉通報」サービスのお試し利用(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条(本規約の範囲)

本規約は、契約者と当社との本サービスに関する一切の係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条(本規約の変更)

当社は本規約を必要に応じて変更することができるものとします。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及び

その効力発生時期を、第 19 条に定める方法又はその他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第2章 契約

第4条(申込と承諾)

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意した上で、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。

3 当社は、申込者が、次のいずれか各号に該当すると判断したとき、申込を承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が第 12 条(利用停止)1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(4) その他、利用申込者が本サービスを利用することについて不適切と当社が判断した場合

(5) 当社からのサービス内容の指定、又は変更要請を承諾できない場合

(6) 前各号に定めるほか、その他当社の業務に支障があるときまたは、支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は契約成立後であっても、契約者が前項いずれかに該当することが判明した場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条(利用可能期間)

契約者が、本サービスを利用できる期間(以下「利用可能期間」といいます。)は、当社が定めた本サービスの提供を開始した日から2週間とします。但し、利用可能期間が満了する前に、その延長に係る契約者の申し出を当社が承諾した場合、利用可能期間満了の日の翌日からさらに2週間継続するものとします。

第6条(届出事項の変更)

契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。

2 契約者が、前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても当社は、その責を負いません。

3 当社は、変更内容を審査し、第4条(申込と承諾)第3項のいずれかに該当すると判断した場合は、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用を解除することがあります。

第7条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第8条(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

第9条(契約者による契約の解除)

契約者は本契約を解除しようとするときは、その旨を当社に通知することにより、本サービスの契約を解約できるものとします。

第10条(当社による契約の解除)

当社は契約者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本契約を解除することがあります。

- (1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
 - (2) 契約者が、第4条に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容があったとき。
 - (3) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
 - (4) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
 - (6) 本サービスの運営を妨害または、当社の名誉信用を毀損した場合
 - (7) 本規約に違反したとき。
 - (8) その他、契約者として不相当であると当社が判断した場合
- 2 前項に加え、当社は第5条に定める利用可能期間の満了をもって契約を解除します。
 - 3 当社は前2項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 利用中止等

第11条(利用中止)

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 毎月第 1、第 3 日曜日の 23 時から翌朝 6 時までの定期システムメンテナンス日
 - (2) 当社の本サービス提供用設備の保守上、工地上又はサービス提供上やむを得ないとき。(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
 - (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - (6) 当社の本サービスを提供するための設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合。
- 2 当社は、前項に基づく本サービスの利用の停止によって生じた契約者の損害につき、責任を負わないものとします。
 - 3 当社は前1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条(利用停止)

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 18 条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 データの取扱い

第13条(データの取扱い)

当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合は、これにより契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

第14条(データの利用)

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

第15条(データの消去)

- 当社は、契約者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第 12 条(利用停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除することがあります。
- 2 当社は、本サービスに係る契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを契約者に通知なく削除します。
 - 3 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した損害について、当社の故意または重過失による損害をのぞき、いかなる責任も負わないものとします。

第5章 損害賠償

第16条(免責)

- 当社は、本サービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないこととします。また、本サービスの利用にともない、本サービスに係る契約者及び第三者に発生する損害については、当社の故意又は重過失による損害を除き一切の責任を負わないこととします。
- 2 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工地上やむを得ないときその他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているデータを消去することがあります。
 - 3 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第6章 雑則

第17条(本サービスの廃止)

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第18条(契約者の義務)

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと

(7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(8) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る団体コード、ID 及びパスワード並びに契約者が本サービスを利用して、当社の電気通信設備に登録する情報等(以下「登録情報等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、登録情報等の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者は、本サービスを使用するにあたり、事前にサイトの URL、登録情報等をバックアップしてから本サービスを利用することに同意するものとします。

6 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第19条(契約者に対する通知)

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又は FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第20条(当社の知的財産権)

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権(著作権法第27条および、第28条の権利を含む)及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、本サービスおよび、前項のプログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リパースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

(5) その他、当社または正当な権利を有する第三者の知的財産権を侵害しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第21条(個人情報の取扱い)

当社による契約者に関する個人情報の取扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシー

(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定めるところによります。

第22条(管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合で協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第24条(非保証)

当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスが契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。

第25条(輸出規制)

契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術(以下「本サービス等」といいます)を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの放棄を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。

2 ユーザは本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第26条(協議)

本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

附則(平成 26 年 7 月 4 日 AC400516 号)

(実施期日)

この規約は、平成 26 年 7 月 4 日より実施します。

附則(2019 年 12 月 6 日 AC サ 00576662 号)

(実施期日)

この規約は、2019 年 12 月 25 日より実施します。

附 則(2023 年 7 月 25 日 CAS3サ 000400000169-01 号)

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 7 月 28 日から実施します。

附 則(2024 年 2 月 8 日 CAS3サ 000400000806-01 号)

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 2 月 9 日から実施します。